

令和8年4月1日制定

一般社団法人FC-Cubic
統括管理責任者
所長 篠原和彦

公的研究費による研究活動の不正防止計画

「一般社団法人FC-Cubic公的研究費の管理・監査体制に関する規定」及び、「一般社団法人FC-Cubic公的研究費の管理・監査の基本方針」（最高責任者決定）に基づき、文部科学省等から配分される公的研究費による研究活動の不正防止計画を策定する。

【研究費不正利用及び研究活動不正の防止計画】

項	項目	運営実施体制	備考等
1	コンプライアンス・研究倫理教育の計画化と実施	所長 副所長 業務推進部	年1回 規程に基づき
2	研究部門における対策の計画と実施	副所長	年1回
3	研究部門における経費執行のモニタリング	副所長 業務推進部	随時
4	予算・執行実績の管理	所長 副所長 部長 業務推進部	随時
5	適切な発注・検収、支払い手続きの実施	所長 副所長 部長 業務推進部 研究者	随時
6	内部監査部門と結果の連携	所長 副所長	随時

以上、6項目の不正防止計画を履行し、常に公的研究費の不正防止に努めるものとする。このほか、研究活動における不正行為が発覚した場合、規程に基づき調査委員会等の調査に速やかに入る。